

るに忙しくして彼れ之れの勞働條件を取捨選擇する餘裕を持合せてゐない。若し彼れが跋扈して居れば直ぐ他の者が横合から現れて彼に代つて之を引受け丁ふからである。換言すれば彼はその日暮しで居る事と競争者が多いといふ事の爲めに始んど彼れはそれを取捨選擇する餘裕を持たないのである。彼は自己の賃銀勞働時間に就ても殆んど發言權を持つてゐない。同様である。此の故を以て國家は法の力を以て之等の成年勞働者の保護に任せねばならぬ。之れ各國が或は危害豫防、衛生設備、扶助規定、勞働時間、休憩時間に就て制限を設けてゐるのである。然るに我國に於ては工場法なるものはない。夫れは概ね婦人、幼少年勞働者に關する規定であつて成年勞働者の勞働時間などに關しては殆んど何等の規定がない。

彼等が一日何十時間工場に酷使されやうが、どんなに夜業を續けさせられやうが更にお構ひなしである。況んや最低賃銀の規定もなく勞働條件に対する發言の機會も與へられてはゐない。近頃八時間労働制實施の聲を聞くが多くは賃銀支拂の單位としての八時間制に止つて事實職工は一家々計を支へる丈けの賃銀を得る爲め此の上に尚咎數時間の殘業をしなければならないのだ。之れでは八時間労働も有名無實である。今後は八時間以上の労働を絶対に禁止し（已むを得ざる場合は労働團體の承認を求むる事）又生活得るに充分な丈けの賃銀を與ふるやう、最低賃銀の制定が必要である。

現代の産業制度が延いて婦人少年勞働問題を惹起し又成年勞働者の身の上にも幾多寒心に耐へぬ事項を生ぜしめた事は大體上述の